

生	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			

人 安 第 1 5 5 号

(生 企)

令 和 6 年 1 1 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

過量服薬による少年の非行等の防止に向けた関係機関等との連携強化について

昨今、本来の使用量を逸脱して一般用医薬品等を過剰に摂取した少年が非行に及び、また、犯罪被害に遭う状況が生じており、本年には、未成年者誘拐の被害者である高校生が、市販薬を多量に服用したことによる急性薬物中毒で死亡する事案等も発生したところである。このような状況を防止するためには、警察と医薬品の販売等に関する薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「医薬品販売業者」という。）を始め、関係機関、関係団体との連携を強化し、更なる対策を推進することが必要である。

そのため、今般、警察庁から厚生労働省に対し、別添1のとおり、医薬品販売業者がとるべき措置を盛り込んだ要請を行い、同省においても別添2及び3のとおり、所管の都道府県等関係部（局）及び関係団体に対して必要な措置を講ずるよう周知されたところである。

各所属にあっては、これらの趣旨・内容を十分に踏まえ、下記の連携強化を図られたい。

記

1 医薬品販売業者との連携強化

(1) 万引き防止対策の徹底

過量服薬を繰り返す少年及びそのような少年に一般用医薬品を譲り渡している者の中には、一般用医薬品を販売店から万引きをすることにより調達している者が確認されているところである。万引き防止については、「万引き防止に向けた総合的な対策の強化について」（令和6年3月13日付け生企第355号）に基づく総合的な対策を推進しているところであるが、今般の厚生労働省からの周知を踏まえ、医薬品販売業者と連携した対策を強化すること。

なお、医薬品販売業者において、医薬品のうち、過量服薬の懸念の強い商品によっては、

- 購入者の手が直接届かない場所、従業員が常駐する場所から目に付きやすい場所に配置・陳列
- 店頭複数個陳列せず、商品カードや空箱で対応
- 防犯タグ等の万引き防止機器の取り付け

○ 短期間での棚卸し等在庫管理の徹底
といった対応を執るよう依頼すること。

(2) 警察への通報への適切な対応

医薬品販売業者が万引きを認知した場合はもとより、通常必要であると考えられる回数を超える頻度で過量服薬に用いられるおそれのある医薬品を購入するといった顧客の不審動向がある場合には、速やかに警察に通報するよう要請し、このような通報を受理した際には適切に対応すること。

(3) 「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売の確認

厚生労働省令により、医薬品販売業者が厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」を販売する際には、

○ 氏名と年齢（高校生以下への販売時のみ）

○ 他の店舗からの購入等の状況

○ 購入理由（適正使用のために必要な数量以上の購入希望時のみ）

を確認し、その結果を踏まえ、適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売することとされていることから、適切に遵守されているかを確認すること。

(4) 最新の情勢に関する情報提供

少年による過量服薬については、上記(3)の「濫用等のおそれのある医薬品」として指定されていない医薬品が使用されている場合もあることから、少年による過量服薬の情勢について医薬品販売業者に適宜情報提供をすること。

2 市町村関係部局、医師会、薬剤師会等との連携強化

(1) 情報共有体制の構築

対策に当たっては、県及び市町村の関係部局、医師会、薬剤師会等との連携も有効であると考えられることから、これらの関係機関・団体との情報共有体制の構築に努めること。また、医薬品の不正な譲渡しについては、処方箋により入手する医薬品が違法に授与、転売される事例も確認されていることから、医療機関や薬局等にも適切な情報提供を行うこと。

(2) 適切な相談窓口の紹介等

街頭補導を始めとする警察活動において、過量服薬を行っている少年を認知した場合に、特に精神保健への専門的な対応が必要であると考えられる際には、必要に応じて、精神保健福祉センター、保健所、各自治体の精神保健相談窓口等の適切な相談先を紹介すること。この際、個別の状況に応じ、相談窓口の担当者につなぐまで対応するなど、丁寧な対応に留意すること。

3 学校及び教育委員会との連携強化

(1) 情報共有

学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）に対し、学校警察連絡協議会等を通じて、少年による過量服薬の情勢、有害性、危険性等について積極的に情報提供するとともに、学校における生徒指導の強化及び生徒による過量服薬を把握した場合における早期連絡を要請し、警察と学校等の連携を一層強化すること。

(2) 薬物乱用防止教室の充実強化

少年による過量服薬を防止するためには、少年が過量服薬の有害性・危険性につ

いて正しい知識を持ち、医薬品を適切に利用する意識を向上させる必要があることから、各学校に設置されている学校薬剤師と緊密に連携するなどして、実態を踏まえた薬物乱用防止教室の充実に努めること。

担 当

人身安全対策課少年対策係

生活安全企画課犯罪抑止対策係